

公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団

嘱託職員（障害者対象）採用試験案内

嘱託職員（障害者対象）採用試験を次のとおり行います。

1. 採用予定人員等

職種	募集人員	週勤務時間	業務内容
非常勤嘱託職員	若干名	30 時間	スポーツ施設の管理運営業務、スポーツ指導補助業務及びスポーツ振興事務

※スポーツ施設の管理運営業務には、施設の貸出しや安全管理、各種事業の企画運営、施設及び附属設備等の維持保全のほか、仙台市市民利用施設予約システムの利用者登録、抽選・予約受付、使用許可、使用料徴収・還付事務などが含まれます。

2. 勤務場所

当事業団が管理運営する仙台市内のスポーツ施設もしくは当事業団事務局

【令和7年度現在の管理運営施設】

本山製作所青葉アリーナ（青葉体育館）・本山製作所仙台市武道館（仙台市武道館）、川内庭球場、新田東総合運動場、出花体育館、弘進ゴムアスリートパーク仙台（仙台市陸上競技場）、若林体育館、カメイアリーナ仙台（仙台市体育館）、秋保体育館、泉総合運動場、屋内グラウンド、泉海洋センター、北中山コミュニティグラウンド

3. 受験資格

次の要件を全て満たしている人

（1）第一次試験を実施する日において、次に掲げるいずれかの手帳の交付を受けている人

①身体障害者福祉法第15条に定める**身体障害者手帳**

②都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する**療育手帳**

★療育手帳の名称については、交付している地方公共団体により独自の名称が付されている場合があります。ご不明な場合は、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。

③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める**精神障害者保健福祉手帳**

★精神障害者保健福祉手帳には、有効期限があります。有効期限の更新手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

※第一次試験当日において有効な手帳の交付を受けていることが必要です。第二次試験当日に手帳を確認します。

（2）普通自動車運転免許を有し運転ができる人（取得見込みを含む）

★業務で公用車を使用する場合があります。また、施設によっては変則勤務のため、公共交通機関を利用できない勤務時間があります。

（3）文書作成（ワード）及び表計算（エクセル）等パソコンの基本操作ができる人

(4) 次のいずれにも該当しない人

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ②日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4. 試験日程・方法等

試験	試験方法	内容等
第一次試験	書類選考	申込書の記載内容に基づき選考し、全員に第一次試験選考結果を郵送します。また、合格者には第二次試験についての詳細を併せてご案内します。
第二次試験	面接試験 ※実技試験	日時：令和8年1月13日（火）～15日（木）のうち、 当事業団が指定した日 会場：本山製作所青葉アリーナ（青葉体育館）1階会議室 青葉区堤町一丁目1番5号 ※面接試験の前（又は後）に簡単なパソコンの実技試験を行います。

5. 最終合格発表 令和8年1月23日（金）

- (1) 合格者に通知書を郵送します。また、事業団ホームページでも合格者の受験番号をお知らせします。
- (2) 合格者が採用を辞退した場合、合格者を追加することがあります。
- (3) 合格者は当事業団が指定する医療機関で健康診断を受診していただきます。（3月上旬予定）

6. 申込手続

- (1) 受付期間 令和7年12月1日(月)～12月23日(火) 17時必着
- (2) 専用の申込書に必要事項を記入の上、写真（3か月以内に撮影したもの）を貼付し、申し込んでください。
※写真の裏に氏名を記載し、貼付してください。
※手帳（写し）の添付は不要です。
- (3) 第一次試験結果通知用として、住所・氏名を記入した返信用封筒（110円切手を貼付）を同封してください。封筒は「長3」（120mm×235mm）程度のものを使用してください。
- (4) 申込書の記載が不十分なもの、写真がないものは受理しません。記入には黒インクまたは黒ボールペンをういてください（摩擦熱でインクが消えるボールペンを使用しないでください）。
- (5) 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し、次の宛先に郵送（又は持参）してください。
〒980-0012 仙台市青葉区錦町一丁目3番9号
公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団 総務企画課
（持参の場合）9：00～17：00 土・日・祝日を除く

7. 雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

★勤務成績等により1年以内の期間を限度として、最大4回まで雇用契約の更新があります。

★満65歳に達した日の属する年度を超えての更新はありません。

★2年以上勤務した場合、事業職員（雇用期間の定めのない職員※定年60歳）登用試験の受験資格が与えられます。

8. 勤務条件等

雇 用 形 態：（公財）仙台市スポーツ振興事業団嘱託職員

給 与 等：○報酬月額 133,600円程度

（原則毎月21日払）

○手当 通勤手当、超過勤務手当、賞与等（規定により支給）

○その他 昇給及び退職手当無し

勤 務 時 間：前記1.のとおり（シフト制）

変則勤務（5：00～22：30の範囲）、土曜、日曜及び祝日の勤務あり。

8：30～15：15 / 14：45～21：30

※上記を基本としつつ、勤務割表により定められた始業・終業時刻による。

（始業・終業時刻を繰上げ・繰下げる場合もあり）

社 会 保 険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入

★自己負担分は上記給与から控除されます。

休 日：4週8休

年末年始（12月29日から翌1月3日）

★土曜、日曜及び祝日が休日になるとは限りません。

休 暇：年次有給休暇、その他就業規則で定める有給または無給の休暇制度があります。

服 務：職務専念義務、法令等の遵守義務等を負います。

解 職：服務違反、勤務成績が良くない場合、心身の故障等一定の事由が生じた場合は解職されることがあります。

9. その他

（1）上記以外の就業上の条件・規律等は、嘱託職員就業規則等事業団規程の定めるところによります。

（2）申込書は、当事業団のホームページからもダウンロードできます。

ホームページアドレス <https://www.spf-sendai.jp>

（3）ご提出いただく申込書は、返却いたしませんのでご了承ください。

10. 問合せ先

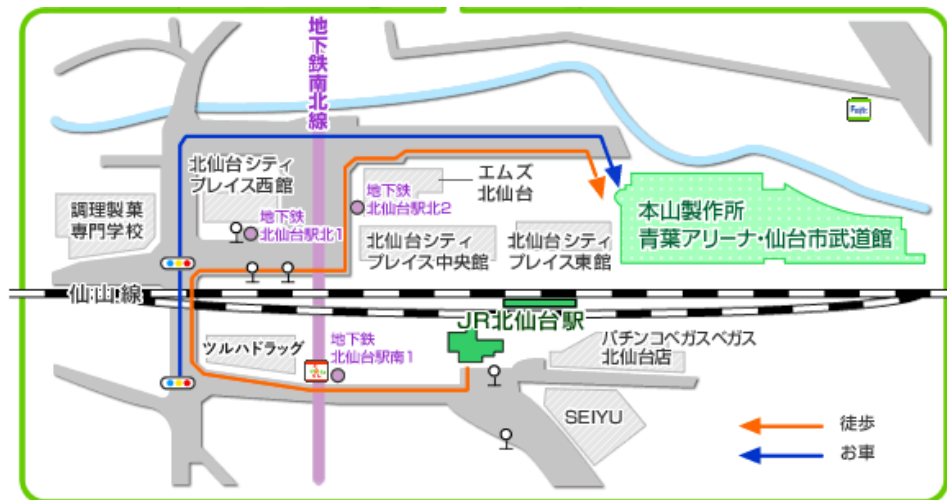
公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団 総務企画課

〒980-0012 仙台市青葉区錦町一丁目3番9号 TEL 022-215-3201

<https://www.spf-sendai.jp>

1 1. 第二次試験（面接試験）会場案内

本山製作所青葉アリーナ（青葉体育館） 1階会議室 仙台市青葉区堤町一丁目1番5号



《交通案内》

●仙台市営地下鉄「北仙台駅」北2番出口より徒歩約5分

●J R北仙台駅より徒歩約10分

※ 駐車場は大会開催等で混雑し、駐車できない場合があります。地下鉄やバスなどの公共交通機関を利用してください。